

## 自己資本の構成に関する開示事項（平成 25 年 6 月末）

株式会社三井住友銀行（連結）

（単位：百万円、％）

項目		経過措置 による 不算入額	国際様式の 該当番号
<b>普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目</b>			
普通株式に係る株主資本の額	6,368,114		1a+2-1c-26
うち、資本金及び資本剰余金の額	4,278,391		1a
うち、利益剰余金の額	2,089,723		2
うち、自己株式の額（△）	—		1c
うち、社外流出予定額（△）	—		26
うち、上記以外に該当するものの額	—		
普通株式に係る新株予約権の額	—		1b
その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額	—	658,498	3
普通株式等 Tier1 資本に係る調整後少数株主持分の額	143,190		5
経過措置により普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるもの の額の合計額	34,671		
うち、少数株主持分等に係る経過措置により普通株式等 Tier1 資本に係 る基礎項目の額に算入されるものの額	34,671		
普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額（イ）	6,545,976		6
<b>普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目</b>			
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）の 額の合計額	—	400,347	8+9
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額	—	234,618	8
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の ものの額	—	165,728	9
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	4,805	10
繰延ヘッジ損益の額	—	△ 61,347	11
適格引当金不足額	—	—	12
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	40,178	13
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される 額	—	6,291	14
前払年金費用の額	—	146,430	15
自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	72	16
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	—	—	17

少数出資金融機関等の普通株式の額	—	11,546	18
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—	19+20+21
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	—	—	19
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	20
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	21
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—	22
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	—	—	23
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	24
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	25
その他 Tier1 資本不足額	—		27
普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目の額 (ロ)	—		28
<b>普通株式等 Tier1 資本</b>			
普通株式等 Tier1 資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	6,545,976		29
<b>その他 Tier1 資本に係る基礎項目</b>			
その他 Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	—		31a
その他 Tier1 資本調達手段に係る新株予約権の額	—		31b
その他 Tier1 資本調達手段に係る負債の額	—		32
特別目的会社等の発行するその他 Tier1 資本調達手段の額	—		
その他 Tier1 資本に係る調整後少数株主持分等の額	13,479		34-35
適格旧 Tier1 資本調達手段の額のうちその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	1,114,071		33+35
うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	1,113,629		33
うち、銀行の連結子法人等（銀行の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額	442		35
経過措置によりその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	△ 62,238		
うち、為替換算調整勘定の額	△ 62,238		
その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額 (ニ)	1,065,313		36
<b>その他 Tier1 資本に係る調整項目</b>			
自己保有その他 Tier1 資本調達手段の額	—	—	37
意図的に保有している他の金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額	—	—	38

少数出資金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額	—	144	39
その他金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額	—	157,783	40
経過措置によりその他 Tier1 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	212,369		
うち、営業権相当額	6,701		
うち、のれん相当額	150,584		
うち、企業結合等により計上される無形固定資産相当額	14,905		
うち、証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	40,178		
Tier2 資本不足額	—		42
その他 Tier1 資本に係る調整項目の額 (ホ)	212,369		43
<b>その他 Tier1 資本</b>			
その他 Tier1 資本の額 ((ニ) - (ホ)) (ヘ)	852,943		44
<b>Tier1 資本</b>			
Tier1 資本の額 ((ハ) + (ヘ)) (ト)	7,398,920		45
<b>Tier2 資本に係る基礎項目</b>			
Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	—		
Tier2 資本調達手段に係る新株予約権の額	—		46
Tier2 資本調達手段に係る負債の額	—		
特別目的会社等の発行する Tier2 資本調達手段の額	—		
Tier2 資本に係る調整後少数株主持分等の額	2,379		48-49
適格旧 Tier2 資本調達手段の額のうち Tier2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	1,831,075		47+49
うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	1,813,007		47
うち、銀行の連結子法人等（銀行の特別目的会社を除く。）の発行する資本調達手段の額	18,068		49
一般貸倒引当金 Tier2 算入額及び適格引当金 Tier2 算入額の合計額	70,358		50
うち、一般貸倒引当金 Tier2 算入額	10,594		50a
うち、適格引当金 Tier2 算入額	59,763		50b
経過措置により Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	487,584		
うち、その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の 45%相当額	453,140		
うち、土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の 45%相当額	34,443		
Tier2 資本に係る基礎項目の額 (チ)	2,391,397		51
<b>Tier2 資本に係る調整項目</b>			
自己保有 Tier2 資本調達手段の額	—	—	52
意図的に保有している他の金融機関等の Tier2 資本調達手段の額	—	—	53

少数出資金融機関等の Tier2 資本調達手段の額	—	6,359	54
その他金融機関等の Tier2 資本調達手段の額	—	125,000	55
経過措置により Tier2 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	159,100		
うち、旧告示第二条の算式における補完的項目又は控除項目に該当する部分の額	159,100		
Tier2 資本に係る調整項目の額 (リ)	159,100		57
<b>Tier2 資本</b>			
Tier2 資本の額 ((チ) - (リ)) (ヌ)	2,232,296		58
<b>総自己資本</b>			
総自己資本の額 ((ト) + (ヌ)) (ル)	9,631,217		59
<b>リスク・アセット</b>			
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額	184,891		
うち、少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る額	16,758		
うち、その他金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段に係る額	87,948		
うち、その他金融機関等の Tier2 資本調達手段に係る額	45,877		
リスク・アセットの額の合計額 (ヲ)	55,915,139		60
<b>連結自己資本比率</b>			
連結普通株式等 Tier1 比率 ((ハ) / (ヲ))	11.70%		61
連結 Tier1 比率 ((ト) / (ヲ))	13.23%		62
連結総自己資本比率 ((ル) / (ヲ))	17.22%		63
<b>調整項目に係る参考事項</b>			
少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額	663,302		72
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	417,533		73
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。）に係る調整項目不算入額	—		74
繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額	400,499		75
<b>Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項</b>			
一般貸倒引当金の額	10,594		76
一般貸倒引当金に係る Tier2 資本算入上限額	19,902		77
内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。）	59,763		78
適格引当金に係る Tier2 資本算入上限額	282,492		79
<b>資本調達手段に係る経過措置に関する事項</b>			
適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額	1,114,071		82

適格旧 Tier1 資本調達手段の額から適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）	143,487		83
適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額	1,831,075		84
適格旧 Tier2 資本調達手段の額から適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）	144,299		85